

平成30年10月総会

萩市農業委員会総会議事録

10月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第52号 職員の任免について

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第55号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

議案第56号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について

議案第57号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 佐伯泰資	2番 吉村剛
3番 中村博和	欠席 矢次利典
5番 長富繁美	6番 藤田芳昭
7番 烏田茂夫	8番 鈴川肇
9番 田村廣	10番 原田知美
11番 小野村壽美夫	12番 吉村榮子
13番 守永正範	14番 原川久美子
15番 品川民雄	16番 岡崎弘明
17番 松田由美子	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

8番 鈴川 肇

10番 原田 知美

○議 事

事務局長 只今から、平成30年10月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 鈴川委員、10番 原田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 それでは、事務局職員の人事異動に伴う、案件となります。

議 長 議案第52号「職員の任免について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第52号についてご説明いたします。議案2ページです。農業委員会事務局書記に併任する、農業委員会事務局農地係を命ずる。●●●さんは10月1日付けで、●●●から●●●への異動です。以上でございます。

議 長 以上の説明のとおり、10月1日付けでの人事異動であります。

萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第52号「職員の任命について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

議長 実はこれを見て、農業委員会の職員が1人増えたのかと思いましたが、そうではなく併任ということで●●●さんは●●●の方へ行かれる。前におられた方で農業委員会の様子はよく分かっておられ、特に今年の場合は強くお願いをしているのが、これまで手付かずであった荒地ではない農地を整理しようということで、これから事務局の方は、大変な仕事量があろうということに対して、●●●さんが来てくれると思うのが大きな間違いでありました。

議長 議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第53号第1項についてご説明いたします。議案は4ページです。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積2,623㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は33,624㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で農業後継者もいらっしゃらず、当該農地はこれまでも利用権設定により譲受人の●●●さんが耕作されており、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約3町4反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん、奥さんそれぞれ120日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については10月3日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地域の●●●委員さん及び●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●で●●●から南に約2.6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、●●●さんが利用権設定により田として利用されており、取得後も同様に水田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、自走式草刈機1台、草刈機3台、軽トラック1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 10月3日に事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、私で現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。

●●●さんは10年前に●●●の方から帰られまして、農業機械を所有しておられず、後継者もない状態で、●●●さんがそこで田を作るという事はなく、●●●さんがずっと耕作されておられました。●●●さんは認定農業者であり、以前から経営機構の拡大を考えておられ、この度、●●●さんより申し出があり決まりました。高齢者の多い●●●地区ですけれどもこれからは●●●さんが、糧になっておられると思います。そのための第一歩として今回の土地を購入ということで、ご審議の程、をお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ●●●さんは、何歳ですか。

第13番 ●●●歳です。

議 長 中心になってやられる方だと思います。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第54号、第1項についてご説明いたします。

議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

10月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ970m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積239㎡、転用者は●●●、●●●さんで、所有者は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは奥さんと子供2人の4人でアパート住まいをされていますが、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しており、譲渡人の●●●さんは食料品店の経営があり畑の管理が難しくなっていることから、このたび売買の話がまとまり、●●●さんが申請地を買い受けて自己用住宅と駐車場を整備す

るものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、東・南・西側は宅地に接しており、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、1階床面積は58.79㎡で、建ぺい率は24%です。駐車場は北側の市道側に2台分を設置する計画です。

用排水計画ですが、雨水は、北側道路側溝に流入させ、汚水は、北側市道内の公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、土地の造成は行わず、地ならし程度で整地を行い、北側市道と申請地の境界に設置されている擁壁は、許可を受けて撤去し、車の乗り入れが可能となるよう20cm程度の勾配をつけて土羽仕上げとするもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。ここに60cm高の小型擁壁があります。市土木課の承認を受けて撤去するものです。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては10月3日に、●●●推進委員さん、私と事務局2名で現地確認をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。

周囲には農地はありません、現況は雑草で短い草が生えている程度で、宅地にするにはすぐに来るとい状況であります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 市道との擁壁を撤去するには、市の許可がいますか。

事務局 その擁壁が、市道の敷地内に建っているもので、市のものということで、撤去は転用者の方が行われると承認を受けています。

議 長 道に道路の方に擁壁があるということで、わかりました。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第54号、第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

10月3日●●●、委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ670m、第2種住居地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積972㎡で、転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者は会社役員としてホテル・旅館・飲食店等を経営されていますが、このたび申請地を買い受け、自身が代表取締役となっている●●●に賃貸し、ステーキハウスと来客用駐車場を整備して収入を得る計画を立てたところ、譲渡人の●●●さんは県外在住で農地の耕作管理ができないことから売買の話がまとまり申請に至ったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・南側は宅地、東側は水路・道路・宅地、西側は新設された●●●線の歩道に接しており、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図です。ステーキハウスの敷地面積は269.13㎡で、来客用駐車場は9台分です。道路のここから進入できるようになっています。

用排水計画ですが、雨水は、溜桝を設置して東側の道路側溝へ流入させ、汚水は西側道路内を通っている公共下水道へ流入させるもので適当です。

被害防除計画ですが、土地の造成は行わず、地ならしで整地するもので、隣接宅地との境界は、アパートが建っている北側にはブロック塀とフェンスが設置されており、住宅のある南側には生垣、東側には樹木が植えられており、建設に伴う土砂の流出等のおそれはないため適当です。

その他としまして、申請地は現在の所有者が相続する以前に、駐車場として利用された形跡があったため、これについての経緯と、今後農地法を順守する旨の始末書が添付されています。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては10月3日に、●●●推進委員さん、私と事務局2名で現地確認をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。

新しい道の側で、周りには農地がなく住宅地で、ここはいずれ宅地になるのはみえみえでございましたけれど、入り口は狭くなって

おり、店舗ということですが、土地の造成は行わずこのまま使われるようで、これについても仕方がないと思っています。

今、事務局から説明されたように駐車場として利用していたような形跡があったので、審議したうえ、相続で所有者も変わり以前の問題ではありますが、一応きちんとした手続をとらないといけない事を説明し、始末書を取るということでございます。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ●●●、●●●、●●●と同じ系列ですね。
そういうことだそうです。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第54号、第3項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

10月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ850m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積467㎡、転用者は●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは宅地建物取引業の免許を受けている●●●の代表であり、申請地を買い受けて、用途地域内で2区画の宅地分譲を計画したところ、譲渡人の●●●さんは県外在住のため管理が難しいことから売買がまとまり申請に至ったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、東側・南側は宅地に接しており、西側はアパートが建っている宅地と、一部、譲渡人の●●●さん所有の農地が残ります。これについては、●●●の畑の所有者である●●●さんの兄の●●●さんが耕作管理を行うとの申出書が添付されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちら側が北側の市道で、●●●側になります。2区画の宅地分譲と、奥の区画へ入るための進入路を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、北側の区画は北側道路側溝に流入させ、南側区画は南側の既存水路へ流入させます。汚水は、北側市道内の公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、土地の造成は行わず、夏みかんの木を伐採し、地ならしで整地します。西側アパートとの境界はブロック塀とフェンスが設置されていますが、東側・南側との境界についてもブロック塀又はフェンスを設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては10月3日に、●●●推進委員さん、私と事務局2名で現地確認をしました。内容につきましては、事務局の

説明のとおりであります。

一番問題になったのは、西側に農地が少し残る問題がありましていろいろ協議をしました。いずれは隣のご兄弟の方が買われるということですが、その間にそこが藪になったりすると困るし、現在、隣のご兄弟の方が所有されている農地は柑橘類になっており、残った農地にも多少柑橘類がなっていますので、一括して責任を持って管理するというような申出があり、荒れないように隣の農地と一緒にした時に活かせるような状況の申出書を出してもらって許可をしようという話になりました。小さい町中なので、荒れた農地が残って、蚊に悩まされてご近所からどうかしてくださいと苦情があるくらいの所でした。そういうことで、ここの宅地化は仕方ないと判断しております。以上、ご審議の程、お願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 議案第54号、第4項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

10月9日、●●●農業委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ900m、国道沿いに位置する第2種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積165㎡、外

1筆、合計265㎡、転用者は●●●の●●●さんで、所有者は神戸市の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、申請地に隣接の宅地と住宅を購入し、●●●から●●●へ住所を移す予定ですが、駐車場の敷地がないことから、娘夫婦と同居するため県外へ転出された●●●さんの農地を買い受けて、自己用駐車場3台分と進入路を整備することとし申請に至ったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側・東側は道路、南側は宅地、北側は雑種地に接しており、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちら側が北側の雑種地で、国道から下りてくる形でスロープを設けて進入路とします。こちら側が住宅の建っている宅地です。

用排水計画ですが、雨水は、舗装等を行わないため自然流下で側溝へ流入させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、申請地は国道の高さからかなり低い位置にあるため、進入路の部分は最大で80cmの盛土を行い、スロープとなるように整地を行います。西側の農道との境界は5段積のブロック塀が設置されており、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきましては10月9日に、事務局3名と推進委員と私の5名で現地確認をしました。

事務局の説明のとおりでありまして、左側の端に購入者の自宅が

あるわけで、道路のすぐ側で車も置けない場所で、車を3台置かなければいけないので細長い農地を転用しないことには駐車場を確保出来ないと、車1台でも幅が狭いので方向転換するにも難しいような農地でありますけれど、やむを得ないことと思います。宜しくご審議の程、お願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 議案第54号、第5項についてご説明いたします。議案は7ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

10月3日に、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約4km、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,200㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、一般国道●●●号の改良工事に伴い、工事を請け負っている建設会社が現場事務所・資材置場等を設置するもので、平成33年10月17日までの一時転用で、事業完了後は農地を原状回復する旨の誓約書が添付されています。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は道路、東側は保安林に接しており、南側は申請者の●●●さんの田となっています。北側に田があり、隣接農地承諾書の提出はありませんが、転用者から耕作されている方へ説明を行うと聞いています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、改良工事はこちら側で行われており、下側が保安林です。申請地は道路より低いところにあり、進入路をこちらに設けて下っていく感じになります。現場事務所・休憩所・倉庫・仮設トイレ・工事車両駐車場・資材置場です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水、し尿については汲み取りを行うため適当です。

被害防除計画ですが、表土を剥いで真砂土・砂利を入れて20cm程度の盛土を行い整地するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地の一時転用であるため、市農林振興課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書が提出されています。以上、ご審議の程、よろしく願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては事務局3名、●●●委員、●●●推進委員、私の6名で現地確認をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。

今、●●●道路が建設されております。これにつきまして、●●●さんより現場事務所と資材置場を使用する土地を探しておられ、たまたま現場近くの田んぼが空いているということで、●●●さん

の田を借りたいという事であります。期間は平成33年10月17日までで、終了後は田んぼとして元通りにするという約束でありませぬ。ご審議の程、お願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 ●●●の建設に伴う一時転用ということでございます。

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案一)

議 長 議案第55号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を、議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第55号についてご説明いたします。

まず、総会議案とは別にお配りしました議案第55号参考資料の説明からしたいと思います。議案は9ページです。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなりますが、漢数字で十三と記載しております部分。横線付の太字部分に記載しております、農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。併せて今回の案件につきましては、農業委員会のあつせん事業も行っており、9月26日にあつせん会議を行い、●●●地域の●●●委員さんと●●●委員さんに出席いただいております。萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積2,201㎡ほか2筆、合計7,319㎡を10月5日に●●●へ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●さんへ売られることとなります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ●●●をとおすことのメリットを教えてください。

事務局 一番大きなメリットは、いろんな書類関係の手続が普通の3条であれば必要になってくるのですが、書類の作成や手続をすべて●●●の方で行います。あとは税金の関係もかなり優遇されておりまして●●●につきましては800万円特別控除があります。こちらを使われる要件といたしましては、取得される方ですけれども認定農業者とか、農地につきましては農用地という誓約がありますけれども取得される方につきましては、ほぼ土地代金のみで済むというメリットがあります。簡単ですが、以上です。

議 長 登記についてはどうですか

事務局 登記もすべて●●●が行います。

議 長 ●●●をとおすと説明があったように、非常に有利な状況でもって取得が出来るという認定農業者という一つのおおきな括りがありますが、今後こういう風な3条があった場合は、是非●●●を利用するという方向でいただきたいと考えております。

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第55号の報告は終わります。

(報告事案—2)

議 長 議案第56号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第56号についてご説明いたします。議案は12ページです。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農林振興課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積676㎡の内12㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

届出地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないととも、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 これはアンテナを建てるということですが、非常に公共性があるということで、周辺農地に影響がなければ、転用許可はいらぬという特例がございます。それに則っての今回の案件でございます。

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第56号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第57号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
第1項から第2項まで一括して、事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案は13ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から東へ7.6kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積642㎡、外3筆、合計1,644㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は20年以上耕作しておらず荒廃したとのことで、10月9日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、●●●及び●●●は竹が密生しており、●●●及び●●●は灌木が生えて原野化しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から南西へ2.9kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積16㎡、申請人は●●●の●●●さん外1名です。

申立てによると、申請地は昭和60年頃にプレハブ小屋の建物敷地として、隣接する母屋の敷地と共に宅地として一体利用していたとのことで、10月3日に●●●委員、●●●委員、●●●推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、住宅敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第57号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会